

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金(仮称)の創設に伴う暫定的な仮事務所賃貸借契約	支出負担行為担当官 立花 剛 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和2年6月22日	株式会社レーベントラスト 神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目23番3号	1020001114317	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金(仮称)センターを6月末までに緊急設置、業務開始する必要が生じたこと、また、当該財産等については契約相手方が所有管理するものであることから、契約の性質が競争を許すものでないため。 会計法第29条の3第4項	16,856,803	6,965,607	41.3%	0				
岩手労働局及び各公共職業安定所で使用する事務用什器賃貸借契約	支出負担行為担当官 立花 剛 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和2年6月15日	有限会社カワハラ事務機 岩手県盛岡市北松園2丁目14番4号	8400002000883	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金(仮称)センターを6月末までに緊急設置、業務開始する必要が生じたこと、雇用調整助成金等の迅速な支給を行うため緊急に業務体制を整備する必要が生じたことから、緊急の必要により競争に付すことができないため。 会計法第29条の3第4項	3,520,396	1,809,324	51.4%	0				
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金(仮称)創設へ対応するための事務用機器購入契約	支出負担行為担当官 立花 剛 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和2年6月15日	株式会社木津屋本店 岩手県盛岡市南大通2丁目3番20号	7400001000514	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金(仮称)センターを6月末までに緊急設置、業務開始する必要が生じたことから、緊急の必要により競争に付すことができないため。 会計法第29条の3第4項	8,400,318	6,152,872	73.2%	0				
新型コロナウイルス感染症対応休業支援金(仮称)センター及び花巻・北上公共職業安定所で使用する複合機・複写機リース及び保守契約	支出負担行為担当官 立花 剛 岩手労働局 岩手県盛岡市盛岡駅西通一丁目9番15号	令和2年6月30日	株式会社木津屋本店 岩手県盛岡市南大通2丁目3番20号	7400001000514	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金(仮称)センターを6月末までに緊急設置、業務開始する必要が生じたこと、雇用調整助成金等の迅速な支給を行うため緊急に業務体制を整備する必要が生じたことから、緊急の必要により競争に付すことができないため。 会計法第29条の3第4項	1,127,230	334,950	29.7%	0				

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。